

# 高度な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば  
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

## 高額な外来診療を受けたとき



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきましたが、平成24年4月1からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> <li>●70歳未満の方</li> <li>●70歳以上の非課税世帯等の方</li> </ul>	加入する健康保険組合などに「認定証」（限度額適用認定証）の交付を申請してください。	「認定証」を窓口で提示してください
<ul style="list-style-type: none"> <li>●70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方</li> </ul>	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
<ul style="list-style-type: none"> <li>●75歳以上で、非課税世帯等ではない方</li> </ul>	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。  
（高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます。）

事前の申請など、詳細は、加入されている

健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）、国保組合、共済組合

まで、お問い合わせください。